

博士(文学)学位請求論文審査報告要旨

| | |
|---|------------------|
| 論文提出者氏名 | 澤崎 文 |
| 論文題目 | 上代日本語における仮名表記の研究 |
| 審査要旨 | |
| <p>上代日本語を書きあらわす際に用いられた漢字の用法には、漢字本来の意味によるものと、その意味を捨象して音だけをあらわすものがある。前者を「正訓字」と言い、後者を「万葉仮名」と言う。本論文は、これら正訓字と万葉仮名とが交え用いられている表記体を《漢字万葉仮名交じり表記》と呼んで、そこに用いられた仮名が、どのような《表記意識》のもとに使用されていたのか、仮名字母の選択にはどのような要因があったのかについて明らかにすることを目的とする。そして、さらにそれを日本語表記の歴史的展開の中に位置付けることを目指したものである。</p> <p>本論文は、前半に『万葉集』を中心とした韻文資料を取り上げ、後半に『古事記』『続日本紀』宣命などの散文資料を扱うが、《表記環境》という視点を導入して《表記意識》を「あぶり出そう」としている点において、その論述は一貫しており、創見も随所に見受けられる。</p> <p>第一章『万葉集』の訓仮名と表記意識は、漢字の意味を捨象して用いられたとされる万葉仮名であっても、とくに字訓を利用する訓仮名は、字義を完全には払拭していない、ということ述べたものである。訓仮名として頻用される字母には、その字義に特別な意味をもたないものが意識的に利用されている。つまり、訓仮名は、読み手に漢字としての意味を感じさせようとするか、しないか、という点において、書き手が字義を意識して字母を選択していた、というのである。そして、読み手に字義を感じさせない訓仮名字母には、のちの平仮名字母につながるものがあることを明らかにしている。</p> <p>第二章『万葉集』の音仮名と表記意識は、音仮名について「直前(または直後)の漢字がどのような用法で用いられているか」という《表記環境》の観点を導入して分析する。それによると、サ・シ・ム・ヤの4音節において、正訓字の直後に音仮名が用いられる場合には、それが訓字として読まれることを回避するために、字画が少なく字義に実質的な意味の乏しいものが用いられる、ということである。わずかに4音節をあらわす仮名とはいえ、《表記環境》という観点の有効であることを明らかにしている。</p> <p>第三章「漢字万葉仮名交じり表記における音仮名と訓仮名の区別意識」は、これまでそれぞれに考察してきた訓仮名と音仮名を、あわせて分析しようとしたものである。それによれば、訓仮名は直前が訓字(訓用法の漢字、すなわち正訓字と訓仮名)である環境に、音仮名は直前が音仮名(音用法の漢字)である環境に、それぞれ偏って使用されることを述べる。このことは、『万葉集』の書き手や読み手を想定した場合、そこに《表記環境》が意識され、漢字を読み書きするときには、まずその漢字について、音訓いずれを用いるかが、《表記環境》によって決定されたということを示唆する。つまり、同じように「仮名」として括られる訓仮名と音仮名とではあっても、それらは用いられる《表記環境》に違いがあり、音訓いずれを用いるかということについて、はっきりと区別される段階が「訓字主体表記」にはあったと、著者は想定している。</p> <p>そのことは、平安時代に入って平仮名成立期の『新撰万葉集』における《漢字万葉仮名交じり表記》においても同様であって、そこでも音仮名は訓用法に対して独立的である一方で、訓仮名は訓用法に対して親和的であり、文字に対する音か訓かの区別は保たれているという。</p> <p>第四章『万葉集』における漢字の音仮名用法と正訓字用法の関係では、一つの漢字が正訓字としても音仮名としても用いられる場合に、どのような《表記意識》がうかがえ、それらがどのように関係しているかについて論じている。ここでは、「訓字主体表記」で同字に音・訓二つの用法があって、一方または両方に、正訓字として同訓の字が、または、音仮名として同音の字が用いられている場合、それら二つまたは三つの字は《表記環境》を分けて使用される、ということが述べられている。</p> | |

氏名 澤崎 文

つぎに、散文資料を扱った三章がつづく。まず、第五章『『古事記』の仮名に見える表記意識』では、『古事記』の本文においても、『万葉集』の「訓字主体表記」にみられたような《表記環境》による仮名字母の使い分けが一部の仮名にあることを明らかにする。すなわち、訓仮名は訓字の直後に用いられやすく、音仮名は、訓字の直後に用いられやすい仮名字母と、用いられにくい仮名字母とが認められる、という。『古事記』においては、同一字に正訓字用法と音仮名用法とが重なりそうな場合には、これを回避するために一方に別字を用意して混乱を回避しているということを確認している。

第六章『『古事記』における漢字の音仮名用法と正訓字用法の関係』は、同一漢字の訓字用法と音仮名用法とを衝突させないような配慮が『古事記』においてなされていることを、すべての音節について検証する。そして、散文と韻文の違いこそあれ、『古事記』と時代的に重なり、(変体漢文体と《漢字万葉仮名交じり表記》という)ほとんど同じ表記体の、『万葉集』における「訓字主体表記」とを比較し、それによって『古事記』における字母選択の可能性を論じている。ここに『万葉集』を援用できるのは、著者がこれまでに蓄積してきたデータを利用できたからである。

第七章『『続日本紀』宣命の清濁書き分けと失われた表記意識』は、これまで問題にしてきた《表記意識》(すなわち字義、音訓の区別、《表記環境》による優先度の相違、正訓字・仮名字母との衝突回避など)が失われる場合を、《清濁書き分け意識》について、『続日本紀』宣命を対象にして見ようとした章である。宣命には大字部分と小字部分とがあり、それぞれに用いられる仮名が異なり、大字は清濁を書き分けるということが指摘されてきており、著者もそれを確認している。そして、言われるように、淳仁・称徳期においては、その時期の宣命に清濁書き分けが見られなくなり、大字・小字の間にあった仮名字母の違いが均質化してしまうことを《表記意識》の観点から論ずる。すなわち、もともとあるはずの《表記意識》が失われても、表記そのものが成立するのは、そのような《表記意識》が「書く」ということにおいて不可欠のものではなかったからであり、それが保たれるのは伝統や習慣によることを述べ、その意味において《表記意識》は不安定なものである、と結論している。

以上、本論文は、上代日本語の《漢字万葉仮名交じり表記》に用いられた仮名表記を調査して、そこに字義・音訓・表記体などに関わる《表記意識》を検討したものである。とくに《表記環境》という観点を導入して仮名の用いられ方を整理し、そこに潜む《表記意識》をたくみに「あぶり出した」手法は大いに評価されるべきものであろう。

また、この《表記意識》の消失と「《漢字平仮名交じり表記》への移行」とを関連づけて捉えている点も注目されるところである。著者によれば、ここに明らかにした《漢字万葉仮名交じり表記》の《表記意識》は不安定なものであり、むしろそのようなものなくて済むほうが、より使い勝手のよい表記体であったという。それによって、この後に迫ってくる「平仮名の成立」への道筋を示そうとするところも有益な指摘であると思われる。

ただし、日本語表記史に《漢字万葉仮名交じり表記》をどう位置付けるかという問題への解答としては不十分なところもあり、音訓を区別する《表記意識》が希薄になることから「平仮名の成立」にいたる過程を跡付ける努力は、今後も継続されなければならないであろう。

とはいえ、これを全体としてみれば、学界に貢献する知見も随所に認められ、博士(文学)にふさわしい論文であると判定する。

| | | | | |
|----------|--------------|-------|------|-------------|
| 公開審査会開催日 | 2016年 1月 9日 | | | |
| 審査委員資格 | 所属機関名称・資格 | 氏名 | 専門分野 | 氏名博士学位名称 |
| 主任審査委員 | 早稲田大学文学学術院教授 | 上野 和昭 | 日本語学 | 博士(文学)早稲田大学 |
| 審査委員 | 早稲田大学文学学術院教授 | 高梨 信博 | 日本語学 | |
| 審査委員 | 早稲田大学文学学術院教授 | 森山 卓郎 | 日本語学 | 学術博士(大阪大学) |
| 審査委員 | | | | |
| 審査委員 | | | | |

